障害福祉サービス費等の請求について

令和４年３月
愛知県国民健康保険団体連合会
介護福祉室

目　　次

１．通知書類について …P.3

〔１〕通知書類の種類 …P.3

〔２〕通知書類の取得方法 …P.4

２．照会の多いエラーについて …P.9

３．送信済データの取下げについて …P.13

〔１〕請求期間内の取下げ …P.14

〔２〕過誤申立（取下げ依頼）について …P.19

４．「請求事務ハンドブック」の掲載について …P.21

５．「請求関連資料」の掲載について …P.22

６．「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載について …P.27

１．通知書類について

○通知書類は電子請求受付システムに掲載されますので、画面から取得してご覧ください。
（郵送ではありません）

〔１〕通知書類の種類

【請求翌月の第１営業日】

- 障害福祉サービス費等支払決定増減表　※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ（返戻があるときなど）
- 返戻（へんれい）等一覧表　※返戻がある場合のみ

【請求翌月の１０日頃（10日が土日祝の場合 → 前営業日）】

- 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- 処遇改善（特別）加算総額のお知らせ　※処遇改善加算を算定された場合のみ
- 障害福祉サービス費等過誤決定通知書　※過誤申立をされた場合のみ

※ご注意ください！※

通知書類は取得から３ケ月を経過しますとシステムから削除されます。
パソコン内に保存するほかに、印刷して保管していただくことをおすすめします。

3

〔２〕通知書類の取得方法

◇簡易入力システムから取得する場合

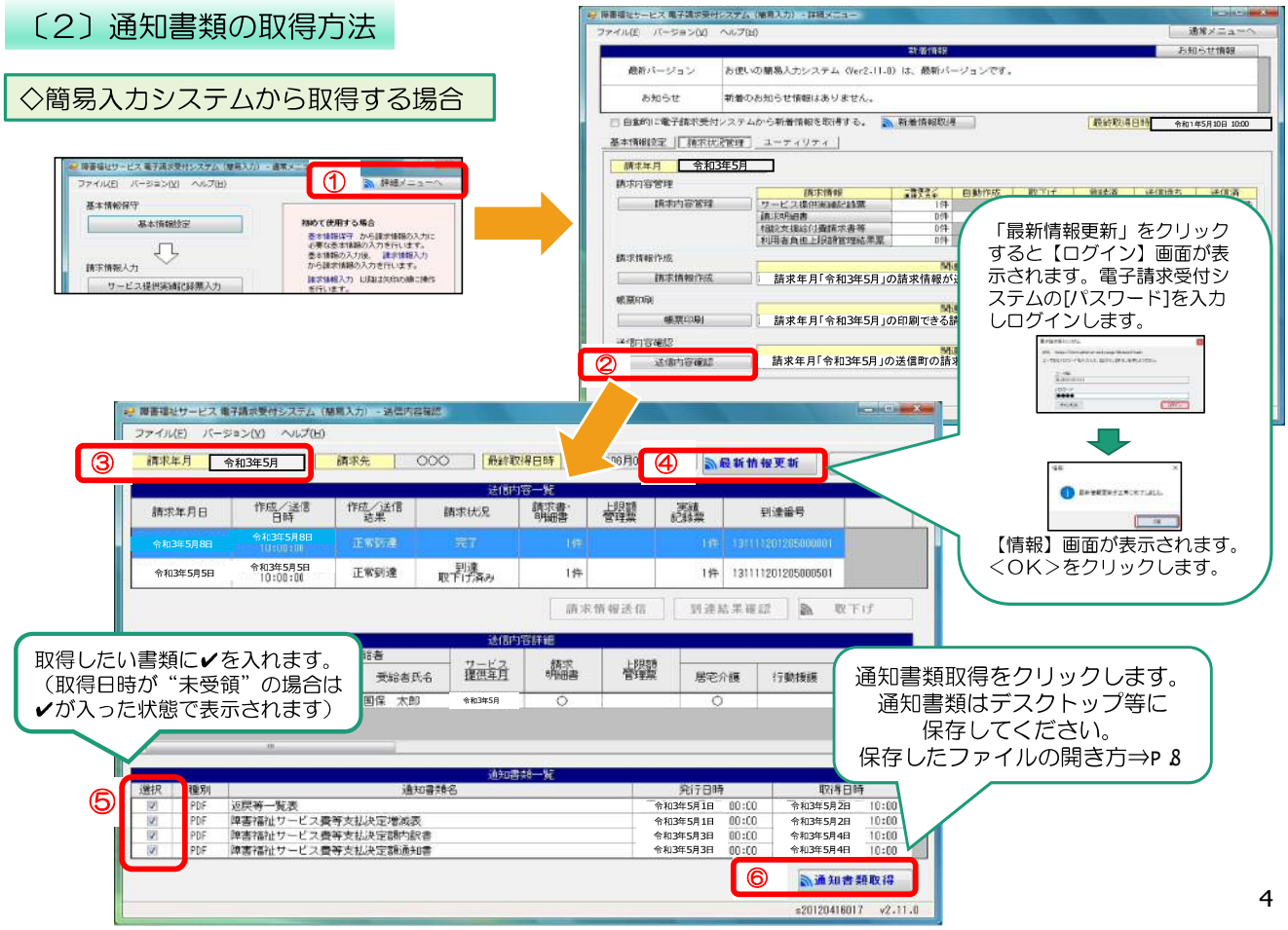

4

◇取込送信システムから取得する場合

5

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する

電子請求受付システム総合窓口（http://www.e-seikyuu.jp/）　にアクセス

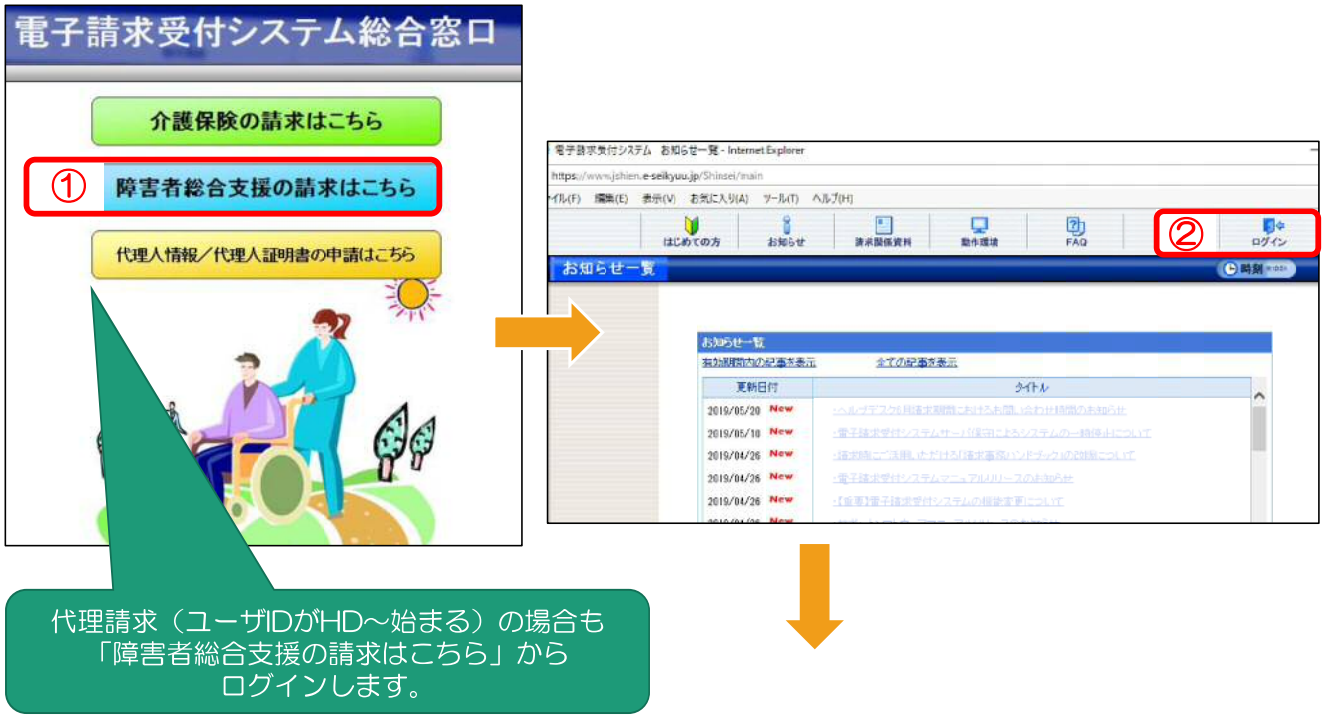

6

7

◇デスクトップに保存したファイルを開く

①

請求システムから取得したアイコン（①）をダブルクリックすると
フォルダ（②）がデスクトップ上に作成されます

②

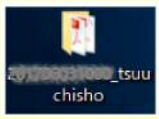

電子請求受付システム（ＷＥＢサイト）から取得した場合は②から進んでください

フォルダ（②）をダブルクリックします

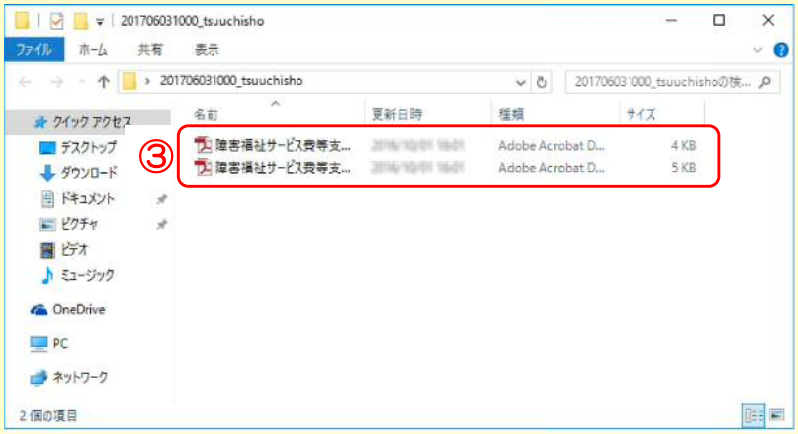

8

2．照会の多いエラーについて

◆よくあるエラー

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	・受給者証番号に誤りがないか ・市町村番号に誤りがないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	・サービスコードに誤りはないか	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	・受給者証の支給決定期間が切れていないか ・他のサービスに切替っていないか ・契約情報に終了したサービスを載せていないか（→P.11参照）	・入力内容が誤っている⇒修正後、再請求 ・誤りがない⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています	契約情報に同じサービスが２行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか（→P.11参照）	最新の契約情報だけ記載し、再請求。（月途中で契約支給量が変更になった場合でも、契約情報には最新のものだけを記載します）
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか（→P.12参照）	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先※

・エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ

・上記以外のエラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「◆よくあるエラー」から③、⑤、⑥について解説します

③EC13　資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。
サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

《令和３年５月提供分》

【契約内容報告書】

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5　時間	令和3年3月1日	
1	家事援助	17.5　時間	令和3年3月1日	

“身体介護の請求なし”でも返戻になってしまいます

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回数
居介特定事業所加算Ⅲ	116011	76	1
家事日中1．0	116115	189	4
居介処遇改善加算Ⅲ	116665	102	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（R3３１～R３４.30；終了）
家事援助決定（R3３１～R4.３.３１）

⑤EC05　該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

契約内容の報告

受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護その他	10　時間	令和3年3月20日	
8	重度訪問介護その他	20　時間	令和3年3月1日	令和3年3月19日

※同じサービスが２行記載されていると「重複エラー」になります。
月途中で契約支給量が変更になった場合は変更後の契約情報のみを記載してください。

11

⑥EC09　修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例）コクホタロウ（ハナコ）　R3 年4 月利用分 上限額管理結果票
令和３年５月受付分にて返戻（ＥＣ０９エラー）　→　令和３年6 月再請求

(ID:R11403)
障害者総合支援

返戻等一覧表

令和3年5月受付分

令和 元年 6
愛知県国民

事業所番号	2359999999
事業所名	あいうえお

障害児給付費

エラーコード	証記載都道府県等番号	証記載都道府県等名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別
PP08	239999	国保市	9999999999	ｺｸﾎﾀﾛｳ	令和3年4月	利
上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります						

最初の請求が返戻になっている

【令和元年６月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票（確認リスト）

令和　3年　4月分

都道府県等番号	239999
受給者証番号	9999999999
支給決定障害者等氏名	ｺｸﾎﾀﾛｳ
支給決定に係る障害児氏名	ｺｸﾎﾊﾅｺ

指定事業所番号	2359999999
管理事業者 事業者及びその事業所の名称	あいうえお

利用者負担上限月額	4，600
情報作成区分	修正

利用者負担上限額管理結果	1

1　管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

情報作成区分が修正のためＥＣ０９エラーに。
※返戻分の上限額管理結果票を再請求する場合は情報作成区分を新規のまま提出してください。

12

３．送信済データの取下げについて

○請求データ送信後、誤り等に気付き、修正したデータを送信したい場合、
送信済データの取下げを行う必要があります。

○送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。
対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 （１～１０日）	・送信済データを取下げてから 修正データを送信してください。 ・事業所のパソコンから取下げ可能です。 ・取下げ方法には2 種類あります。 ⇒Ｐ１４「〔１〕請求期間内の取下げ」へ

前月までの請求分 （返戻になっていないもの）	市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒Ｐ１９「〔２〕過誤申立（取下げ依頼）について」へ

〔１〕請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを２回送信した場合
→１回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
→２回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：ＥＣ０１）となります。

※２回目のデータが正当(１回目のデータが誤り)である場合、１回目の送信データを取下げしてください。

②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを２回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、 同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が２回送信されるため、２回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。（明細書データに基づき審査支払いを行うため。）

③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを２回送信した場合
→別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図

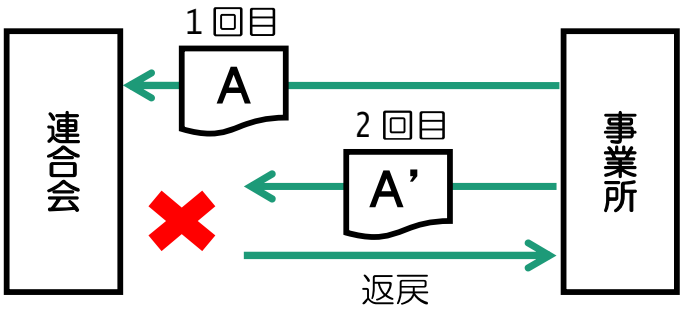

①請求システムから取下げを行う場合

①-１ 簡易入力システムでの取下げ方法

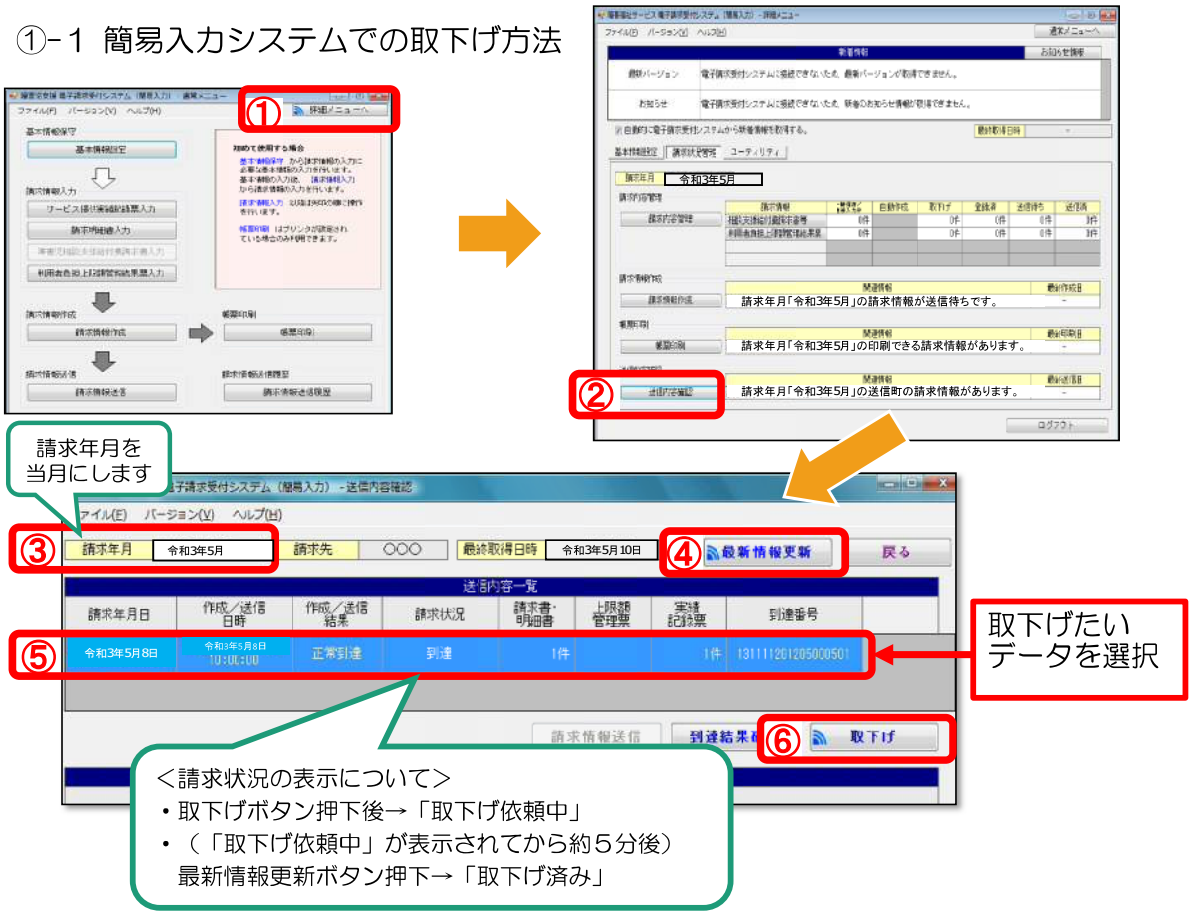

15

①-２ 取込送信システムでの取下げ方法

16

②電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（ http://www.e-seikyuu.jp/）にアクセス

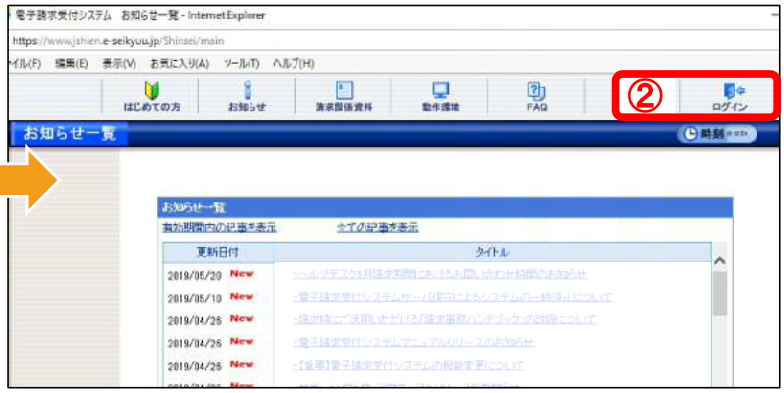

17

処理対象年月＝請求年月。
例えば当月が令和３年５月であれば
処理対象年月＝2021/05の
詳細ボタンを押下します。

取下げボタンの
ないデータは
取下げできません

取下げたいデータの
取下げボタンを押下

18

〔2〕過誤申立（取下げ依頼）について

○支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げる場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、**明細書データ単位で処理**がされます。
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

例） A 事業所のN年5 月サービス分にかかる過誤の流れ

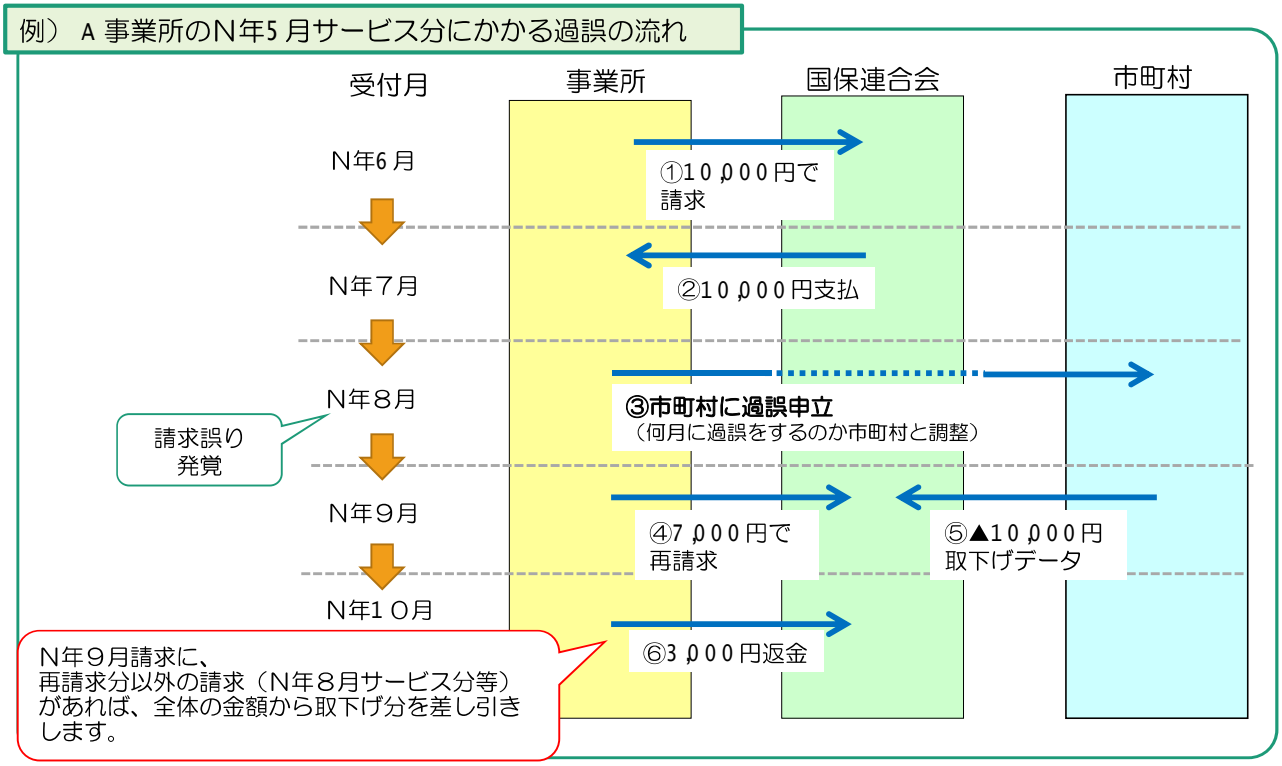

19

◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の１～１０日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合
当月請求分のみの金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、**事業所への支払額が大幅に少なくなる可能性があります。**

※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合
請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。
振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は　過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、**「情報作成区分」を「修正」**としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

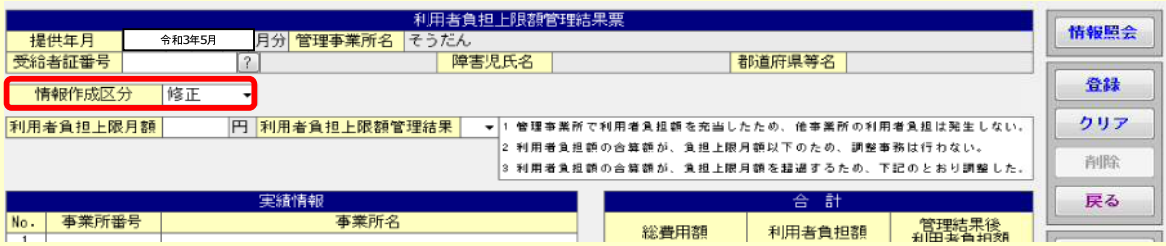

20

4. 「請求事務ハンドブック」の掲載について

○サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が
電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。

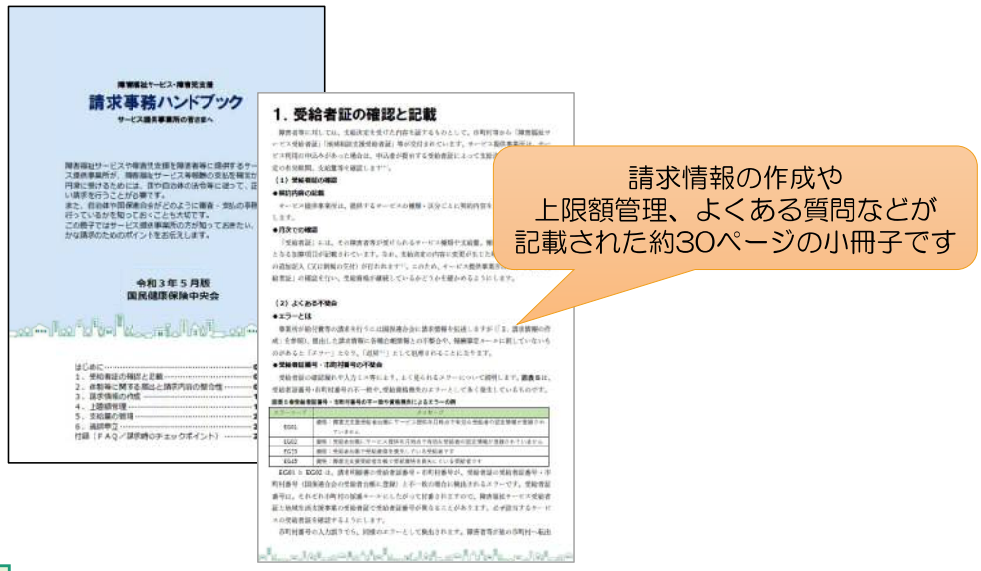

掲載場所

電子請求受付システム総合窓口➡障害者総合支援の請求はこちら➡お知らせ一覧➡
2021/04/26 請求時にご活用いただける「請求事務ハンドブック」の改版について

21

5. 「請求関連資料」の掲載について

○電子請求受付システムのトップメニュー「請求関連資料」を活用することで
請求事務に必要となる資料を参照することができます。

電子請求受付システム総合窓口（ http://www.e-seikyuu.jp/）にアクセス

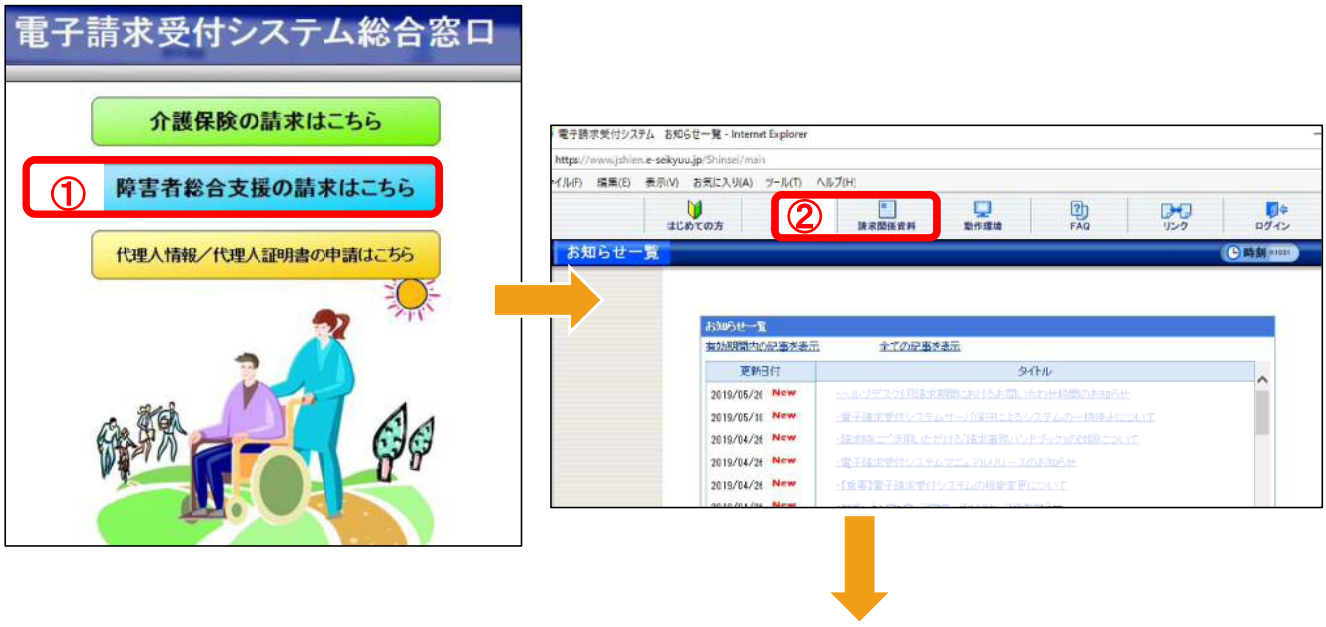

22

23

「請求関連資料」からお勧め資料をご案内します。

○サービス実績記録票記載例

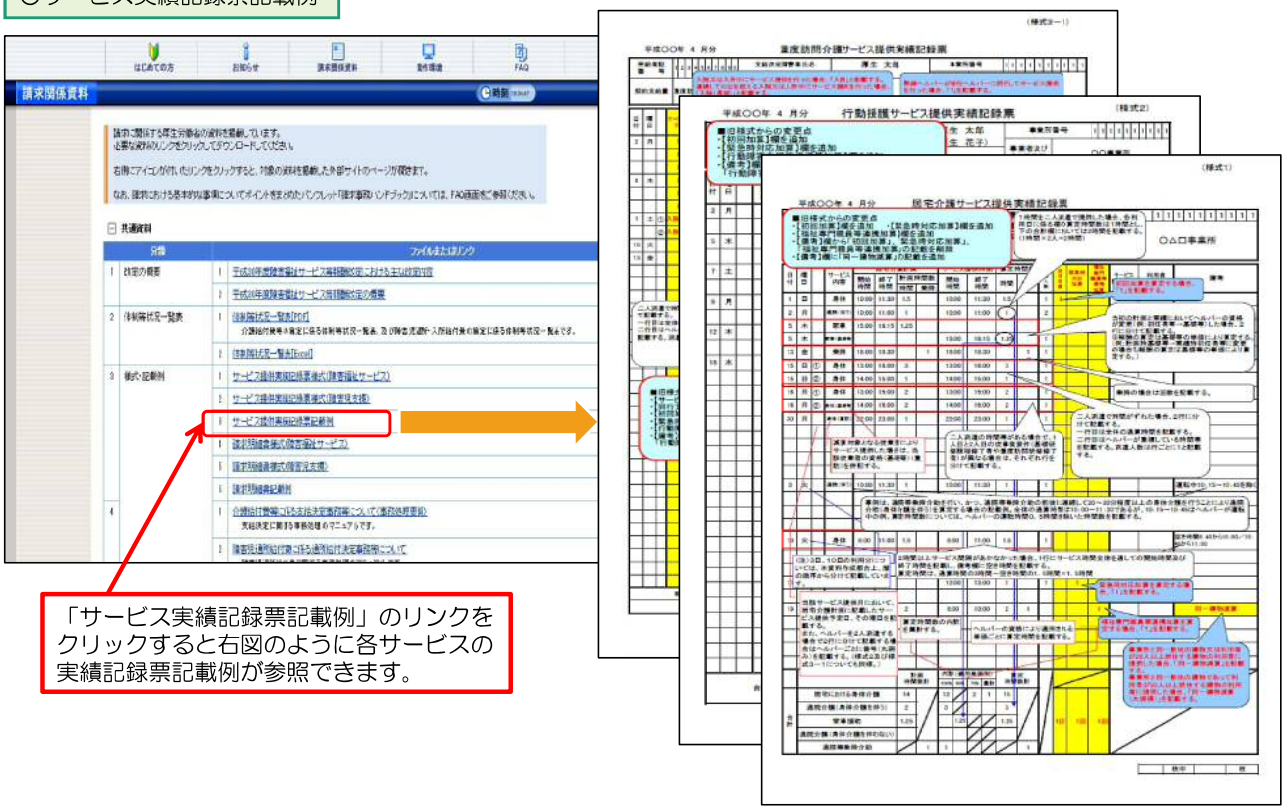

24

○サービスコード表

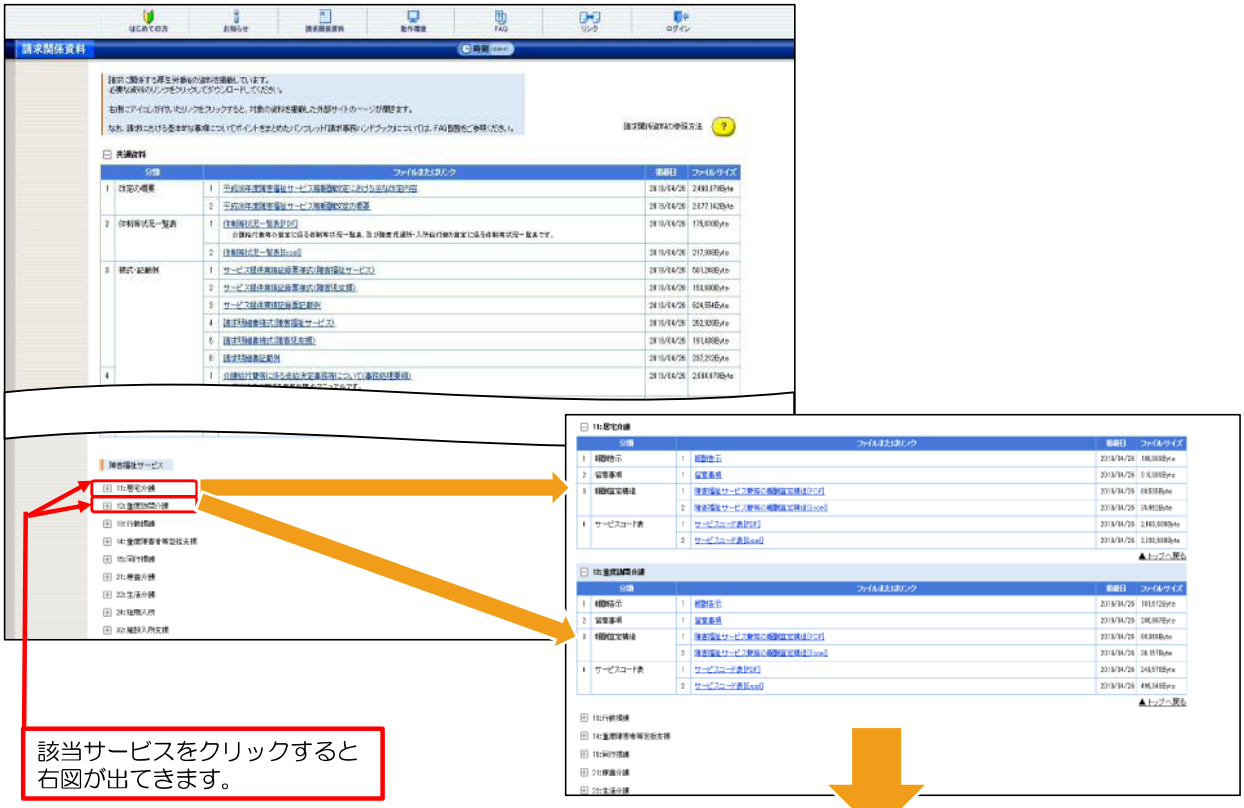

25

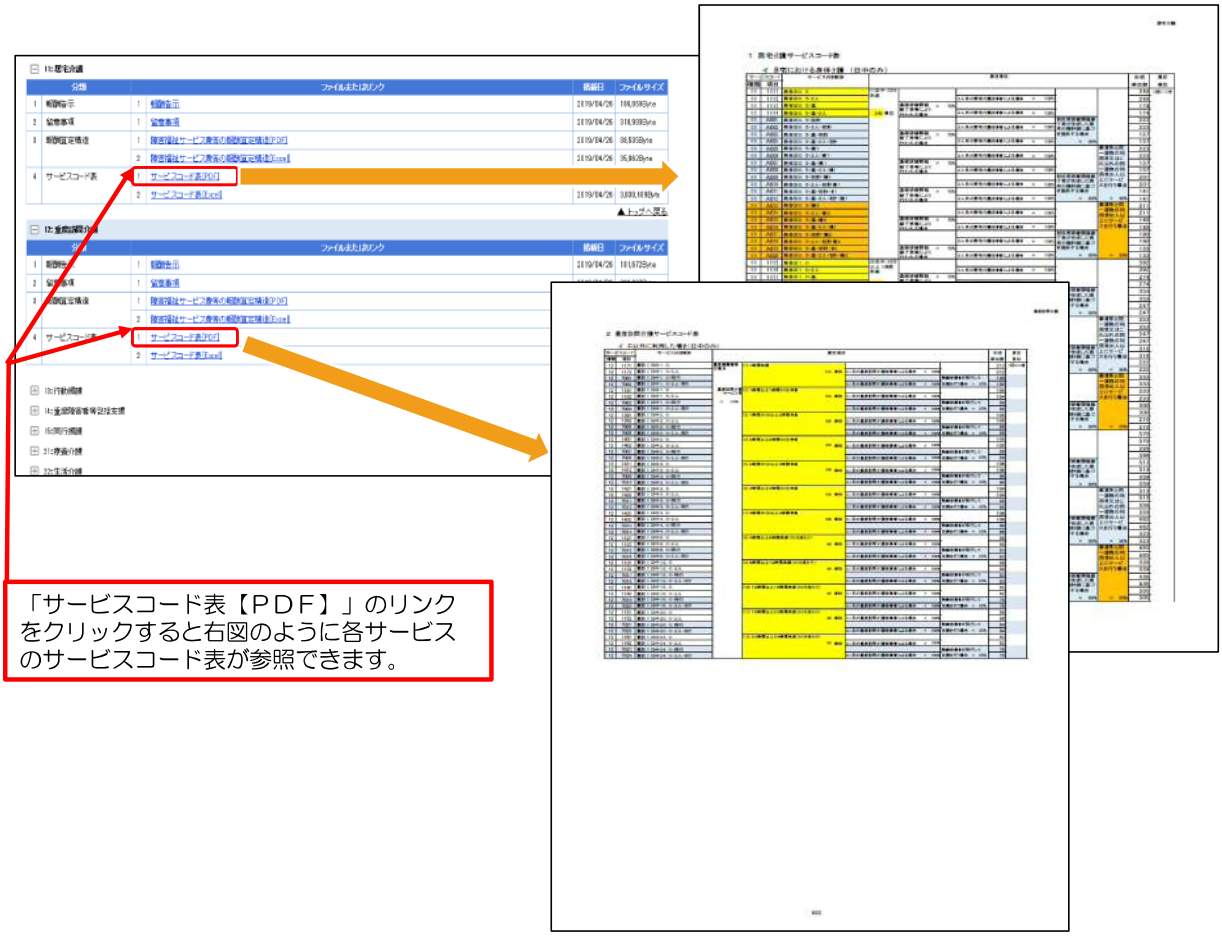

26

6．「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載について

ここでは、お問い合わせの多い「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載場所につきまして、ご案内いたします。

○本会ホームページ「障害福祉サービス費等の請求について」より

※「障害福祉サービス費等の請求について」の掲載場所
本会ホームページトップページ
→介護福祉関係の皆様
→障害福祉サービス事業所向け
→障害福祉サービス費等の請求について

27

○電子請求受付システム「お知らせ一覧」より

電子請求受付システム総合窓口（ http://www.e-seikyuu.jp/）にアクセス

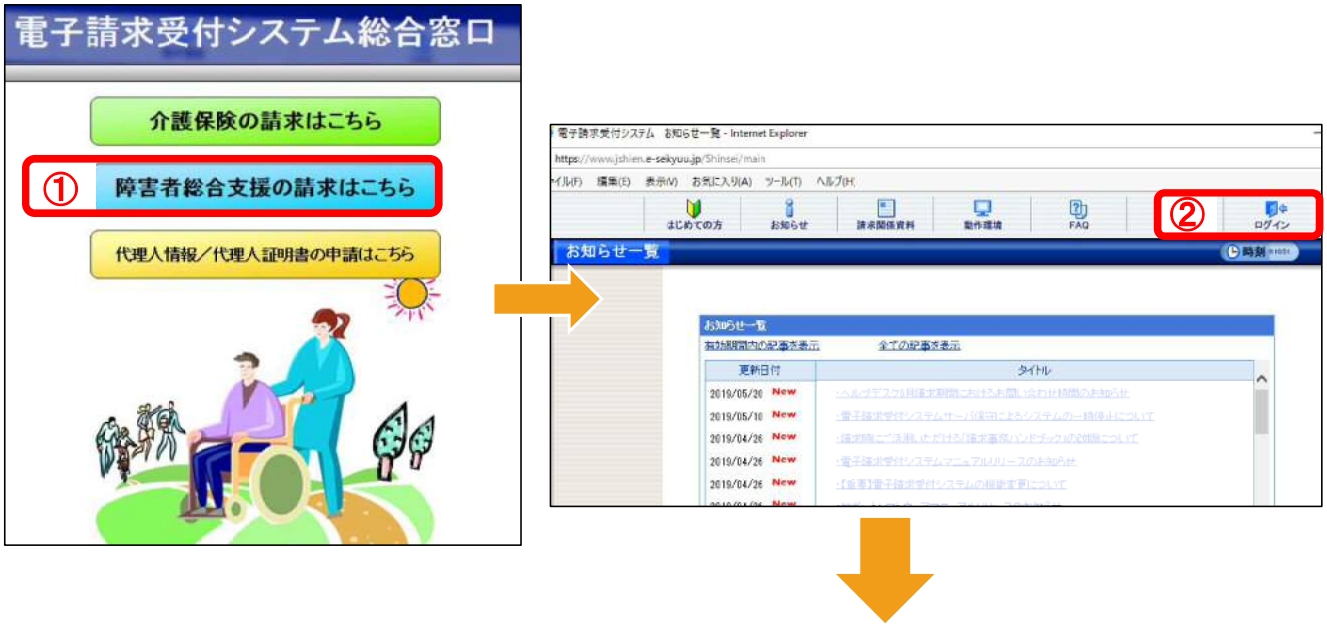

28

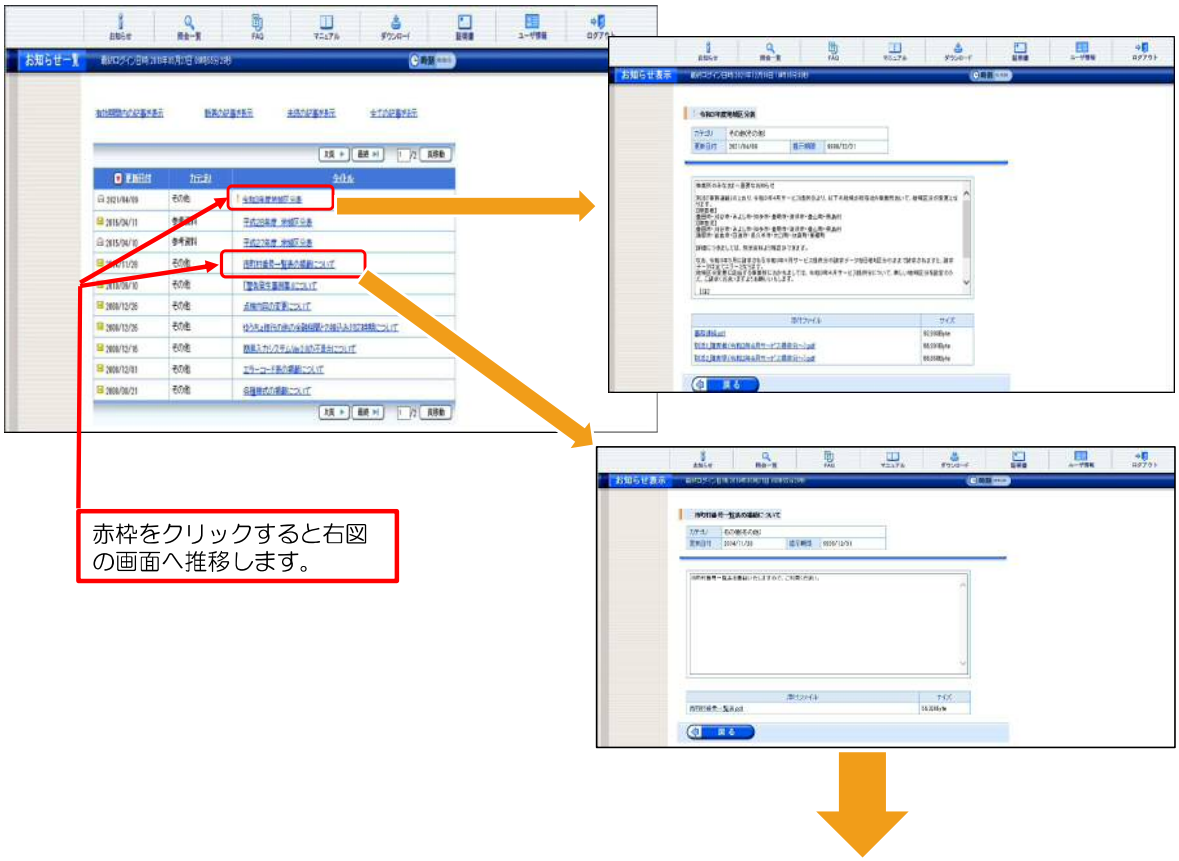

29

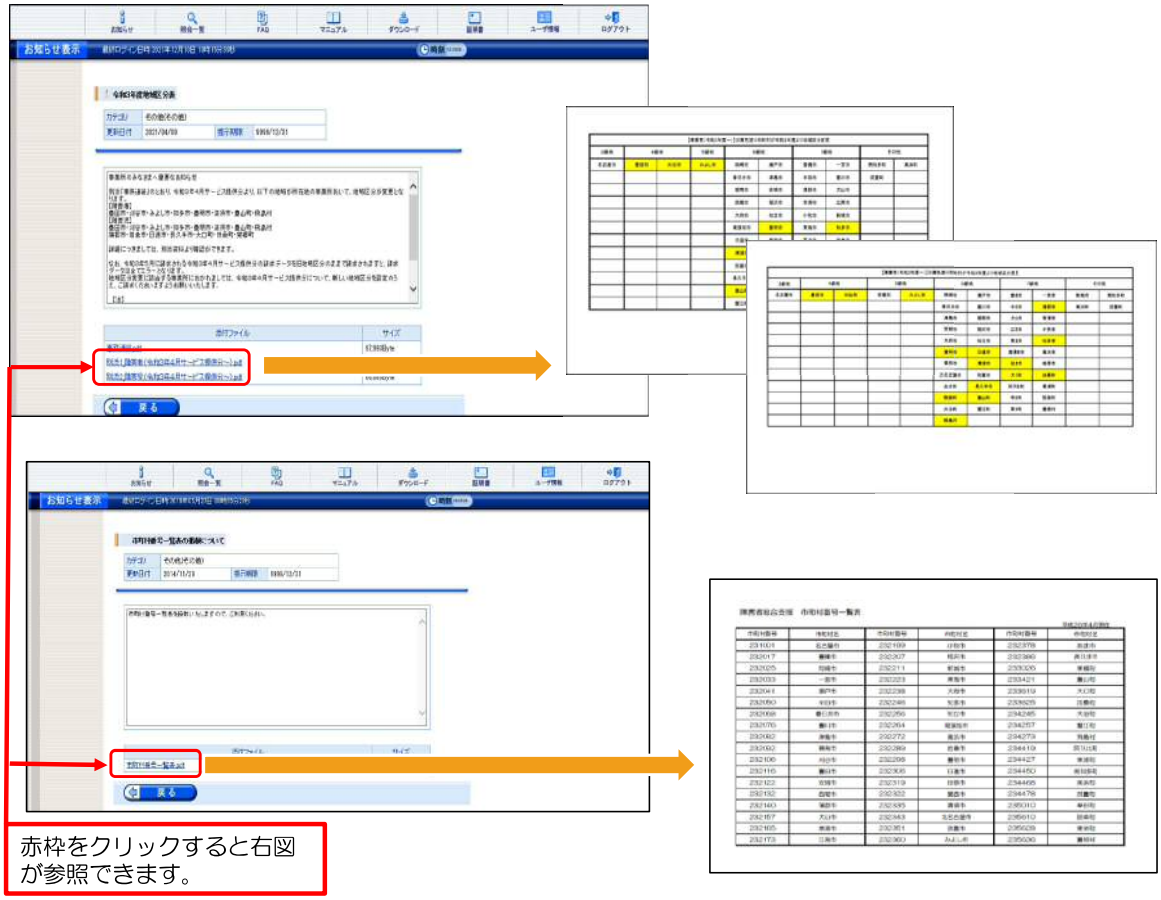

30